

○経済産業省告示第三百三十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を次のように定め、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百五十六号）の施行の日から施行する。

平成十八年十一月十四日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

輸出貿易管理令別表第二の二第二号及び第二十二号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物は次に掲げるものとする。

一 輸出貿易管理令別表第二の二第二号に定める貨物

関税法第二百二条の規定に基づく輸出統計品目表及び輸入統計品目表（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸出統計品目表（以下「輸出統計品目表」という。）第〇三〇四・二〇号の品名欄に掲げる品名のうち~~㊦~~に該当するもの

二 輸出貿易管理令別表第二の二第二十二号に定める貨物

輸出統計品目表第八五二八・一二号の品名欄に掲げる品名のうち~~その~~に該当するもの